

利用定員の設定について

1 利用定員とは

利用定員とは、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第27条第1項において定められた給付費(委託費)の単価水準を決めるものです。市は、施設の運営等が基準に適合しているか精査し、給付による財政支援の対象とするか確認を行いますが、その際に、事業者と市で利用定員の設定を行います。

新たに利用定員の設定をする際には、法第31条第2項及び第43条第2項に基づき、子ども・子育て会議で意見を聴く必要があります。

2 利用定員を新たに設定する園

名 称 認定こども園 双葉保育園（保育所型認定こども園）

住 所 御殿場市保土沢 500-3

運 営 者 社会福祉法人双葉会

開園予定日 令和6年4月1日

利用定員	3号認定			2号認定			1号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	
	8	14	17	17	17	17	4	3	3	

名 称 未来こども園（保育所型認定こども園）

住 所 御殿場市新橋 1555-1

運 営 者 社会福祉法人寿康会

開園予定日 令和6年4月1日

利用定員	3号認定			2号認定			1号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	
	18	18	18	15	16	16	3	3	3	

<参考>

幼稚園や保育園、認定こども園などの施設の利用希望する場合は、市から認定を受ける必要があります。認定には、1号から3号認定までの3つの区分があります。

認定区分	給付の内容	利用施設
【1号認定】(3歳以上:保育の必要性なし) 満3歳以上で、教育のみ希望する場合	教育標準時間	認定こども園(教育部分) 幼稚園
【2号認定】(3歳以上:保育の必要性あり) 3歳以上で、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める理由により 保育を希望する場合	保育短時間 保育標準時間	認定こども園(保育部分) 保育所
【3号認定】(0～2歳以上:保育の必要性あり) 3歳未満で、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める理由により 保育を希望する場合	保育短時間 保育標準時間	認定こども園(保育部分) 保育所 小規模保育等